

# 業務委託契約書

- 委託業務名 愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務
- 委託金額 ¥ , ,  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ , , )
- 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 契約保証金

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、本書により業務委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

電磁的記録により契約書を作成する場合は、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保存する。

なお、電磁的記録により契約書を作成する場合は、乙が先に電子署名を行った後、甲が電子署名を行い、甲が電子署名を行った日をもって契約締結日とする。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時 広

乙 ●●●●  
〇〇〇〇  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(総則)

第1条 甲及び乙は、この業務委託契約書に基づき、別添の業務仕様書、企画提案書及び個人情報取扱特記事項（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、事前に書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

(業務計画書の提出)

第4条 乙は、契約締結後14日以内に業務計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に変更業務計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算書の支出の部区分欄に経費の20%以内の流用に係る変更については、この限りではない。

(業務の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行終了の通知)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(検査)

第7条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第8条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第9条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、第7条の検査に合格したときは、遅滞なく、委託料請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(前金払)

第11条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(支払の遅延)

第12条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第14条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲と乙が協議して、書面により契約を変更することができる。

(部分使用)

第15条 甲は、第7条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等に関する通知義務)

第16条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第17条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第19条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(関係書類の整備及び保管)

第22条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を、委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(権利関係)

第 23 条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲側に譲渡するものとし、乙が複製、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、成果品にかかる著作権人行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお、乙に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第 24 条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第 25 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（変更の届出）

第 26 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

（契約不適合責任）

第 27 条 甲は、第 7 条（他の条項において準用する場合を含む。）に規定する検査後、引渡された成果品が種類、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（費用負担）

第 28 条 業務を実施するために必要な機械器具、資材に係る費用は、全て乙の負担とする。

（服務）

第 29 条 この契約により乙の従業員等の被雇用者が行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合であってもすべて乙の責任において措置するものとする。

(法令等の遵守)

第 30 条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第32条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務に係る業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務について、業務委託契約書第4条第1項の規定に基づき、業務計画書を次のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の計画（業務仕様書に従いできるだけ詳細に記載すること。）
- 4 その他

<備考>

- ・3の業務の計画については、別紙（任意様式）による提出も可とする。

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務に係る変更業務計画書

令和 年 月 日付けで承認のあった愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務に係る業務計画書を次のとおり変更したいので、業務委託契約書第4条第2項の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 業務の計画（業務仕様書に従いできるだけ詳細に記載すること。）
- 5 その他

<備考>

- ・変更のない項目については省略可。

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務に係る業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県新第二別館官民共創拠点整備委託業務について、業務が完了したので、業務委託契約書第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施期間

<備考>

- ・成果品を添付すること。



